地方独立行政法人大阪市博物館機構プロポーザル等選定審査委員会設置要綱

（設置）

第１条　地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）に、地方独立行政法人大阪市博物館機構プロポーザル等選定審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第２条　委員会は、法人がプロポーザル方式及びコンペ方式にて契約相手方となる業者を選定する場合に、適正かつ円滑な体制と経費で効果的に業務を遂行できる業者を選定する。

（組織）

第３条　委員会は、契約案件毎に、法人の役職員以外の委員３名以上で組織する。ただし、契約事務審査会会長が特に必要と認める場合は、役職員以外の委員数を超えない限りで、法人の役職員を委員に充てることができる。

２　委員の選任は、別途決裁にて決定する。

３　委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

（会議）

第４条　委員会は、委員長が随時、委員を招集して行う。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

（意見の聴取など）

第５条　委員長は、委員会において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（結果の報告）

第６条　委員会は、第２条の選定結果を法人副理事長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第７条　委員及び委員会に出席した者は、その職務を行うにあたり知り得た事項をほかに漏らしてはならない。

（委員の報酬）

第８条　委員には報酬を支払う。

２　前項の報酬の額は、別途決裁にて決定する。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、契約案件の担当館・室・局の総務課において処理する。

（委任）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。